

船舶事故調査報告書

平成25年10月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成25年5月18日 05時55分ごろ
発生場所	北海道斜里町宇登呂漁港北東方沖 斜里町所在の知床岬灯台から真方位220°7.9海里（M）付近 （概位 北緯44°14.4′ 東経145°13.0′）
事故調査の経過	平成25年5月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八志帆丸、4.9トン HK3-123004（漁船登録番号）、個人所有 11.85m（Lr）×2.74m×0.78m、軽合金 ディーゼル機関、330kW（動力漁船登録票による）、平成9年5月8日
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年2月23日 免許証交付日 平成20年12月9日 （平成26年4月20日まで有効） 甲板員A 男性 26歳 甲板員B 男性 26歳
死傷者等	なし
損傷	主機、航海計器、漁ろう機器等が濡損
事故の経過	本船は、船長、甲板員A及び甲板員Bが乗り組み、宇登呂漁港北東方沖において、ほたて貝けた網漁の操業を始めた。 本船は、船体ほぼ中央部に操舵室があり、操舵室の前後に船首甲板及び船尾甲板を配し、操舵室後方のほぼ船体中央にリールドラム付きウインチが、その左舷側にクレーンがそれぞれ装備されていた。 本船は、鋼製のけたに沈子（チェーン製）付きの袋網を取り付けた重さ約250～300kgの漁具（以下「本件漁具」という。）を船尾から投げ、浅海域を陸岸に沿ってえい網してホタテ貝を漁獲していた。 本船は、揚網する際、けたにつないだワイヤロープをウインチで巻

	<p>き、けたから延びるチェーンに接続されたリングにクレーンのフックを掛け、本件漁具をクレーンで吊り上げ、その後、本件漁具の左右のリングにそれぞれ本件漁具の横振れを防ぐロープのフックを掛け、ロープの他端を左右ブルワークの船内側にあるパイプに縛り、けた及び袋網の順で船尾甲板上に取り込んでいた。</p> <p>本船は、船首をほぼ南に向け、4回目の揚網作業を開始し、船長が、操舵室から船尾甲板に行き、ウインチ及びクレーンを操作して本件漁具を吊り上げ、船尾甲板の左右にいた甲板員A及び甲板員Bが、横振れを防ぐロープのフックを本件漁具に掛けようとしたものの、本件漁具が左右に振れ、ロープのフックを掛けることができなかった。</p> <p>船長は、何とかロープのフックを掛けてくれないかと思いながら、作業状況を見ていたところ、約2～3分が経過して本件漁具の振れ幅が次第に大きくなり、本件漁具が、左舷方に大きく振れ、左舷船尾に移動し、本船が左舷側に傾斜した。</p> <p>船長は、船尾甲板に積んであったワイヤカッターでワイヤロープを切断して本件漁具を海に落とそうとしたものの、慌てていたため、誤ってウインチ側のワイヤロープを切断するなどしているうち、本船は、左舷側への傾斜により、ブルワークを越えて船内に海水が入って傾斜が増大し、平成25年5月18日05時55分ごろ、知床岬灯台から真方位220°7.9M付近において、左舷側に転覆した。</p> <p>船長、甲板員A及び甲板員Bは、自力で転覆した本船の船底にたどり着いていたところ、付近で操業中の僚船に救助され、本船は、通り掛かった定置網漁船に宇登呂漁港へえい航された。</p> <p>船長は、本船から燃料油が流出したので、宇登呂漁港到着前、オイルフェンスを手配するように所属漁業協同組合へ依頼しており、同漁港へ到着後、直ちに本船がオイルフェンスで囲まれ、漁業被害等を防止できた。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 霧、風向 南西、風力 2、視程 約100～200m 海象：波高 約1m、波向 北東、表面水温 約5℃ 斜里町には、本事故当時、濃霧注意報が発表されていた。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の出港時の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.8mであり、本事故当日は、約12回の揚網を行うこととしており、本事故発生前までに漁獲したホタテ貝は船首甲板下の魚倉に積載していた。</p> <p>甲板員Aは、平成25年4月から本船に乗り組んでいたが、本件漁具の横振れを防ぐロープのフックを掛ける作業の経験は10日間程度であり、また、甲板員Bは、本事故発生当日に熟練した甲板員の代わりに乗り組んでおり、甲板員A及び甲板員Bはいずれも同作業に不慣れであった。</p> <p>本船は、本事故発生時、それまでの3回の揚網時と比べ、多量の約300kgのホタテ貝及び約150～200kgの泥や稚貝が網に入っ</p>

	<p>ていたが、クレーン（定格総重量960kg）を使用して支障なく吊り上げることができた。</p> <p>甲板員A及び甲板員Bは、救命胴衣を着用していたが、操舵室に居ることが多い船長は、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、宇登呂漁港北東方沖で揚網作業中、横振れを防ぐロープのフックを本件漁具に掛けることができなかつたことから、クレーンで吊り上げていた本件漁具が左舷方に振れて左舷船尾に移動し、左舷側に傾斜して左舷ブルワークを越えて海水が入り、傾斜が増大して左舷側に転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、振れ幅が大きくなる前に揚網作業を中止し、吊り上げていた本件漁具を海に戻していれば、本事故の発生を防止できた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、宇登呂漁港北東方沖で揚網作業中、横振れを防ぐロープのフックを本件漁具に掛けることができなかつたため、クレーンで吊り上げていた本件漁具が左舷方に振れて左舷船尾に移動し、左舷側に傾斜して左舷ブルワークを越えて海水が入り、傾斜が増大して左舷側に転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁ろう作業中、危険な状況が生じた場合、作業者の熟練度を考慮し、直ちに作業を中止することも考慮すること。 ・暴露甲板で作業する際は救命胴衣を着用するように努めること。